

いわき市産業イノベーション創出支援事業補助金

【新設】福島国際教育研究機構との連携枠 FAQ 2024.4.15

【要件関係】

| | |
|---|---|
| 1 | 本補助金の申請が可能な主体の定義について教えてください。 |
| | <p>申請が可能な主体は、F-REIが行っている公募において、申請時点で既にF-REIと委託研究契約を締結している事業者の方に限られます。</p> <p>また、採択にあたり複数の事業者や研究者が研究実施者となっているケースもありますが、この場合、本補助金に申請が可能な主体は、研究実施者のうち市内事業者のみとなります。(市内であっても研究機関、高等教育機関は含まれません。)</p> |
| 2 | 本社、本店がいわき市外にあるが申請可能か |
| | NOIのとおり、原則、申請はできません。ただし、F-REIに採択された研究開発を市内にある支店等が主体となり研究開発を行う場合、申請可能となる場合があります。 |
| 3 | 市外事業所等による申請は可能か |
| | NOIのとおり、原則、申請はできません。ただし、研究実施者に市内事業者が含まれている場合には、当該市内事業者が代表者となって申請することが可能です。 |
| 4 | 教育機関(高専、大学等)による申請は可能か |
| | NOIのとおり、原則、申請はできません。ただし、研究実施者に市内事業者が含まれている場合には、当該市内事業者が代表者となって申請することは可能です。 |
| 5 | 複数の企業体(コンソーシアム)でF-REIから受託しているが、コンソーシアムによる申請は可能か |
| | 本補助金は事業所等単独の申請となりますので、代表となる事業所等1者による申請をお願いします。(別途同意書が必要となります。) |
| 6 | コンソーシアムには複数の市内企業が参画しているが、各々で本補助金を申請することは可能か |
| | F-REIと締結している委託研究契約ごとに申請は1件のみとなります。 申請する際は代表となる事業所等1者による申請をお願いします。(別途同意書が必要となります。) |
| 7 | 1年度あたりの申請件数に制限はあるのか |
| | F-REIと締結している委託研究契約ごとに申請は1件のみとなります。 例えば、F-REIと異なる研究開発で2件の委託研究契約を締結している場合は、それぞれの契約ごとに1件申請することが可能です。 |
| 8 | 継続採択に制限はあるのか |
| | 特段制限はありません。 |

| | |
|---|--|
| | F-REI 受託事業の採択可否が不透明な段階で申請は可能か |
| 9 | F-REI との委託研究契約締結されていない事業は申請できません。 採択決定後、申請をご検討ください。 |

【申請関係】

| | |
|----|---|
| | どのような取組みが補助対象となるのか |
| 10 | <p>本補助金の申請者が主体となり実施する、F-REI からの受託事業に付随して発生する業務や研究開発を実現する上で実施する必要がある業務で、F-REI の受託料の対象外経費とされる取組みが本補助金の支援対象となります。</p> <p>例えば、有識者との意見交換時の旅費、評価・試験の外部委託、学会等での情報収集に必要な会費、旅費などが想定されます。</p> <p>F-REI との契約内容により本補助金の支援対象も変化することが想定されますが、原則として、F-REI からの受託料に含まれる経費は本補助金の対象とならず、あくまで受託料において対象経費外とされている経費のみが本補助金の対象となります。</p> |
| | F-REI 受託研究に少しでも関連する取組みは補助対象外となるのか |
| 11 | 「F-REI からの受託料に含まれない経費」かつ「本補助金の対象経費」は補助対象となります。 |
| | 補助率はどのようになっているか |
| 12 | <p>本補助金は上限 30 万円の定額補助となっています。</p> <p>事業費が 30 万円に満たない場合、決算額を補助額とします。例えば、年度末の支出実績が 20 万円の場合は、補助金額も 20 万円となります。</p> |
| | 補助金はいつ支払われるのか |
| 13 | 本補助金は概算払いのスキームとなっていますので、採択後、交付請求手続きを経て最短で1か月程度でお支払いすることが可能です。なお、年度末の決算額が交付決定額に満たない場合、差額を返還いただきます。 |

| | | |
|---------|--|---|
| 14 | 具体的に補助対象となる経費にはどのようなものがあるか | |
| | 次のとおりです。人件費や、電気料など事業所等の経常的な経費、本補助金以外の外部資金を充てる経費を除いた、申請事業の実施に要する下表の経費となります。 | |
| | 経費区分 | 計上できる経費 |
| | 報償費 | ・専門家や経験者の指導・助言に対する謝金等 |
| | 旅費 | ・専門家や経験者の交通費 ・先進事例等の調査に必要な交通費 ・事業活動に係る交通費等 |
| | 開発費 | ・原材料及び副資材の購入費 ・外注を含む加工に要する経費 ・試作費、設計費、実験費等 |
| | 消耗品費 | ・事務用品等 |
| | 印刷製本費 | ・チラシ、パンフレット印刷 ・資料印刷等 |
| | 通信運搬費 | ・資料等の運搬・郵送費 ・電話、インターネット等の通信費等 |
| | 委託料 | ・試験分析や専門調査、図面作成などの委託費 ・研究機関、高等教育機関との共同研究・委託研究費 ・事業実施に必要なコンサルタント委託費等 |
| 使用料・賃借料 | ・会議室等の賃借料 ・コピー使用料 ・各種機材・設備リース代等 | |
| その他の経費 | ・上記に掲げるもののほか、活動に必要と認められる経費 | |

【様式関係】

| | |
|----|---|
| 15 | 同意書は必ず提出が必要となるのか |
| | F-REI からの受託事業に参画する市内事業所等が複数いる場合、必ずご提出が必要となります。参画する市内事業所等が1者の場合、提出不要です。 |
| 16 | 同意をもらう団体は F-REI 受託研究に参画するすべての団体か |
| | あくまで申請が可能なのは市内事業者のみとなりますので、参画する市内事業所等の同意のみが必要となります。教育機関や市外事業所等の同意は不要です。 |
| 17 | F-REI から採択を受けたが、申請期限までに F-REI との委託契約締結書の写しを提出することができない場合、どうすればよいか |
| | 採択を証明する書類（交付決定通知書等）を代わりにご提出いただければ、委託契約締結書の写しの提出は後日で構いません。 |

【審査会関係】

| | |
|----|---|
| | どのような形式で実施するのか |
| 18 | プレゼン形式による審査会を実施します。審査会日程は申請後、事務担当から個別にご連絡を差し上げます。 |
| | 審査会に出席できる人数は決まっているか |
| 19 | 原則、1～2名で出席をお願いします。 |